

児童手当・児童医療費助成のあらし

「児童手当」及び「児童医療費助成」の申請の際には、申請者や配偶者等のマイナンバーの確認に必要な書類（番号確認書類と身元確認書類）の提供をお願いします。

児童手当のご案内

お子様の出生など新たに受給資格に該当した場合や、他の市区町村で児童手当を受給していた方が大田区に転入した場合は、申請が必要です。誕生日や受給資格者の前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。原則、申請をした月の翌月分から支給されます。15日を過ぎて申請した場合、支給を受けられない月が発生することがあります。月の後半に出生や転入があった場合は注意が必要です。ただし、申請日が異動日（誕生日や受給資格者の前住所地の転出予定日）の翌月になった場合でも、異動日の翌日から15日以内に申請すれば、申請月から支給されます。

添付書類がそろっていない場合でも申請を受け付けますので、期限内にご申請ください。

※令和6年10月以降、制度改正が予定されています。詳細が決まり次第ホームページ等でお知らせします。

1. 対象となる方

中学校修了前（15歳になった日以降、最初の3月31日まで）の児童を養育している保護者のうち、生計中心者の方（所得が高い方）。児童は国内に、保護者は大田区に住所がある方が対象となります。

※生計中心者が公務員の方は、勤務先に申請してください。

※次の場合は、子育て支援課子ども医療係へお問い合わせください。

- (1) お子様は海外留学している (3) 離婚協議中（離婚含む）で、お子様とともに配偶者と別居している
- (2) 父母以外の方が養育している (4) 配偶者から暴力を受けたため、お子様とともに配偶者と別居している

2. 所得の基準額

申請者（受給者）の所得が所得制限限度額（以降、制限額）未満の場合は児童手当、所得制限限度額以上所得上限限度額（以降、上限額）未満の場合は特例給付を支給します。手当額については、「3. 手当額（月額）」をご覧ください。申請者（受給者）の所得が上限額（下表（2））を超える場合は、令和4年10月支給分より支給対象外となりました。

(1) 所得制限限度額表…制限額未満＝児童手当、制限額以上＝特例給付

所得税法上の扶養人数	所得制限限度額	収入額目安
0人（前年末に児童が生まれていない場合等）	622万円	833万円
1人（児童1人の場合等）	660万円	875万円
2人（児童1人＋同一生計配偶者の場合等）	698万円	917万円
3人（児童2人＋同一生計配偶者の場合等）	736万円	960万円

(2) 所得上限限度額表…上限額未満＝特例給付、上限額以上＝支給なし

所得税法上の扶養人数	所得上限限度額	収入額目安
0人（前年末に児童が生まれていない場合等）	858万円	1071万円
1人（児童1人の場合等）	896万円	1124万円
2人（児童1人＋同一生計配偶者の場合等）	934万円	1162万円
3人（児童2人＋同一生計配偶者の場合等）	972万円	1200万円

◇所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族の人数です。以降、扶養人数が1人増えるごとに制限額・上限額は38万円、老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円が加算されます。

◇本年6月～翌年5月分までの手当は前年中の所得、本年5月分以前の手当は前々年中の所得で審査します。

◇所得が上限額を超過したことにより、児童手当等が却下・消滅になった後に、所得が上限額を下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要となります。

3. 手当額（月額）

対象年齢	(所得) 制限額未満【児童手当】	(所得) 制限額以上上限額未満【特例給付】	
3歳未満	15,000円/月	年齢・人数に関わらず児童1人につき一律5,000円/月	
3歳～小学生	第1・2子		10,000円/月
	第3子以降		15,000円/月
中学生	10,000円/月		

◇第3子以降とは、手当の支給対象ではない児童（18歳になった日以降、最初の3月31日まで）を含めて第〇子と数えます。

4. 支給時期

○原則、6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～翌年1月分）に申請者（受給者）名義の口座に支給対象月分を振り込みます。

○例年6月、児童手当等を継続して受給するために現況届の提出を必要としていましたが、現況届で届け出られるべき内容を公簿等で確認できる場合は提出不要となります。

（現況届の提出が必要な場合は、対象者宛てに郵送します。）

5. 申請方法

子育て支援課子ども医療係の窓口、電子申請または郵送により申請してください。

◇電子申請はマイナンバーカードを利用したオンラインサービスです。パソコン、スマートフォンでぴったりサービスと検索してください。

◇子育て支援課子ども医療係の窓口で代理人（申請者（受給者）と同一世帯以外の方）が申請する場合は、委任状が必要です。配偶者の方でも同一世帯以外の場合は委任状が必要です。

◇郵送の場合は子育て支援課子ども医療係への到達日が申請受付日となります。郵便事故に関しての責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

◇転入及び出生に伴う申請の場合のみ、特別出張所で提出することもできます。

《申請に必要なもの》

	条件	必要なもの
① 全員		○児童手当・特例給付認定請求書（新規）または額改定請求書・額改定届（増額・減額） ○申請者（生計中心者）名義の普通預金口座がわかるもの（公金受取口座希望の方は不要） ○来庁者の本人確認書類（郵送の場合は申請者の本人確認書類写し） ○申請者、配偶者のマイナンバー（個人番号）確認書類（マイナンバーカード等）
② 申請者と児童の住所が異なる		○児童手当・特例給付別居監護申立書（児童のマイナンバーが必要です。）

◇その他、状況により別途書類の提出を依頼することがあります。

◇必要書類のご用意が難しい場合、事前に当係へご相談ください。

6. 受給後に必要な届出

- ・出生等により、支給対象の児童が増えたとき。
- ・離婚等により受給資格者の変更があるとき。
- ・受給している方と児童の住所が別々になったとき。
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき。
- ・児童が児童養護施設に入所したとき、または退所したとき。
- ・受給している方が公務員になったとき。
- ・児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき。
- ・振込口座を変更したいとき（受給者名義以外の口座には変更できません）。

申請者（受給者）が他の区市町村に転出する場合、大田区での児童手当は「転出予定日」で受給資格がなくなります。転出予定日の翌日から15日以内に、転出先の区市町村で新たに申請してください。